

電子申告に関する要望事項 (e-Tax 編)

平成 25 年 6 月 25 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

平成 23 年 8 月に IT 戦略本部より「新たなオンライン利用に関する計画」が公表され、この計画に基づく国税庁の業務プロセス改革計画において、これまでの取組に加え、納税者の視点に立った利便性の向上、納税者の満足度が新たに目標に掲げられるとともに、税務行政の効率的な運用を目指すこととなった。また、数値目標としては、平成 25 年度末までに法人税等の 12 手続については、利用率 72%、公的個人認証の普及割合等に左右される所得税、消費税(個人)及び納税証明書の交付請求の 3 手続については利用率 50%という目標値が設定された。

そのような中で、日税連では毎年、確定申告終了後から、電子申告の問題点及び課題を実務家の視点から抽出し、国税庁に対して改善要望を提示してきた。一方で、税理士会員に対しては、「税理士のための電子申告 Q&A」改訂を行い、電子申告の重要性の周知を図るとともに無料相談会場での e-Tax を使った代理送信を推進するなど電子申告のさらなる利用拡大を推進している。また、税理士会員が電子申告を行いやすい環境を整備するため、第三世代の日税連電子証明書の交付を平成 24 年 8 月より開始し、IC カードが毀損した場合の業務の停滞リスクを減らすために IC カードの 2 枚発行を実施し、会員全員の取得を目標に、IC カードの取得促進に取り組んだ。

国税庁においても、ここ数年の間に、①第三者作成添付書類の省略、②税理士による代理送信、③電子証明書等特別控除の適用期限の延長、④e-Tax による還付申告の処理期間短縮、⑤所得税確定申告期間の e-Tax の 24 時間受付、⑥ヘルプデスクの強化、⑦確定申告書等作成コーナーからの直接送信、⑧e-Tax ソフト (WEB 版) の利用開始、⑨メッセージボックスの記載内容の拡充、⑩リマインダー機能の搭載等、利用者視点に基づく使い勝手のよいシステム改善が多く実施されている。

これらにより、国税庁より発表された国税庁の業務プロセス改革計画の重点手続の利用件数は 1,729 万件に達し、前年対比約 101.6%という結果を残した。

しかし、今後さらに利用件数を伸ばすためには、単なるシステム面の改善のみならず、電子申告制度そのもの並びに税制そのものを改正していくことすなわち、①紙提出から電子申告を中心とした新たな制度設計への取り組み、②税理士による代理送信の法制化、③ e-Tax と eLTAX のシステムの統合等が必要とも思われる。

また、現在の e-Tax は単なる受付システムに過ぎないが、将来的にはマイナンバー制度 (共通番号制度) の導入等とあわせて納税者本人が確定した所得や税額、各種届出の提出状況等、自己の申告情報が得られるようなシステムにしていくことも必要と考えられる。

さらに、電子申告を行うことにより、税理士事務所のさらなる業務の効率化に繋がる、電子政府化等情報化社会への対応に係る会員の意識改革も必要と考えている。また、多くの税理士は会計ソフトを利用して電子申告を行っていることから、今後も、国税庁とともに、各民間会計ソフトウェア会社に対して利用率を伸ばすための協力依頼や改善要望を行うことが必要と考えている。

現実には、すでに 100%電子申告を行っている税理士の利用率がこれ以上伸びることはない。今後税理士の利用率を伸ばすためには、まだ電子申告を行っていない税理士をどのように掘り起こすか、また、電子申告をすでに行っているがその割合の少ない税理士に

100%電子申告を行うように促していくことなどが重要になってくるものと思われる。さらには、大企業、大規模税理士法人等が積極的に参加できる環境を整備することが重要である。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士等に限定されていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点、解決策を主張し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに利用者（納税者）の視点から要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での「利便性」を追及したものである。利用者が各種行政手続のオンライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となる。今回の要望事項は、電子政府の早期実現のためにも、e-Tax に反映されることを強く望むものである。

(利用率を向上させるインセンティブ)

1. 電子政府の推進のために協力をした電子申告利用者に対して、効果的なインセンティブを実施すること。

国税庁の業務プロセス改革計画の重点手続の利用件数は、1,729 万件（対前年比 101.6%）と発表された。しかしながら、ここ数年のオンライン利用割合の伸び率を考えると、普及促進が頭打ちになっていることが懸念される。

今後さらに電子申告の利用率を向上させるためには、以下のような電子申告の利用者に対する継続的かつ効果的なインセンティブを実施していくことが必要と考える。

(1) 恒久的な税額控除

認証基盤普及のためのインセンティブとして創設された「電子証明書等特別控除」は平成 24 年度で終了した。

今後の利用率を伸ばしていくためには、電子申告利用者に対して「電子申告控除」を実施し、全ての税目において税額控除を実施することで、特に個人の納税者による利用拡大が見込まれる。

(2) 電子申告利用者に対する申告・納税期限の延長等の実施

上記 (1) の金銭的なインセンティブのほかに、電子申告を利用した場合の申告・納税期限の延長も効果的なインセンティブと考えられる。例えば、①全ての税目において電子申告をした場合の申告期限は1ヶ月延長する、②ダイレクト納付を利用した場合の法定納付期限を振替納税と同程度の期限とすること等が実施されると大きなインセンティブとなる。

(添付書類関係)

2. 添付書類を電子データ化して送信できるようにすること。

現在、電子申告で送信できない添付書類は、別途書面により提出することとされているが、これは電子申告の普及を大きく阻害する要因となっている。具体的には、提出する側は申告データの送信に加え、添付書類の提出に係る送付作業が、受取る側の税務署では郵送物の開封及び突合作業等の煩雑な作業が発生している。このような状況を解消するため、添付書類については、電子データ化して送信できるようにすること。

同時に、e-Tax で対応している全ての電子申告及び申請・届出等手続に、例えば送信票等を用意してその送信票に付記事項を記載できるスペースを設けること。

(e-Tax 全般)

3. e-Tax 見直しの方向性についての要望。

電子申告制度導入から 9 年を経て、電子申告の利用率は着実に伸びてきた。これは「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax ソフト (WEB 版)」が利用者視点で整備されており飛躍的に使い勝手が向上していることや会計ソフトの改善により利便性が高まっていることが挙げられる。一方、国税庁が提供する e-Tax ソフトそのものを利用して申告する者は、ごく少数になっているものと思われる。

現在の e-Tax ソフトの優位性は、会計ソフトや「確定申告書等作成コーナー」「e-Tax ソフト (WEB 版)」にはない e-Tax で送信可能な全ての様式の申告・申請の作成・送信が

可能であるほか、主に法人の行う申告については、他のシステムでは対応していない「追加送信」等の機能も備わっている。これらの点において、国税庁 e-Tax ソフトの全ての機能を Web 化していただきたい。

システムそのものの改善については、費用対効果に囚われず、利用者の利便性に重点を置いた改善をしていただきたい。具体的には、以下について改善を検討していただきたい。

- (1) 操作性をさらに向上すること。特に、申告書の新規作成時の別表選択や変更時の手順をスムーズに行えるようにすること。
- (2) 利用者識別番号は、納税者・税理士が自動表示・選択できるようにすること。
- (3) 入力文字数の制限撤廃及び現在使えない文字を入力可能にすること。
- (4) 簡易な自動計算機能の追加、エラー表示や自動転記される項目の明瞭化及び受信通知の内容の明瞭化等を行うこと。

また、法改正があった場合の迅速な e-Tax への対応についても改善を望む。

(利用者識別番号)

4. 利用者識別番号の利便性を向上させること。

- (1) 下記の内容のエラーについて、エラーメッセージを表示するなどの方法を取ること。
 - ① 提出先税務署の誤り
 - ② 利用者識別番号と申告データの不一致
 - ③ 納税者の利用者識別番号で税理士が代理送信した場合
- (2) 利用者識別番号が変わった場合など必要に応じて、メッセージボックス内のデータを引き継げるようにすること。
- (3) 暗証番号の変更期限を廃止もしくは延長すること。

(メッセージボックス)

5. メッセージボックスについて以下の改善を図ること。

- (1) 記載事項・表示内容の充実
 - ① 個人用の消費税のお知らせを法人用のものと同じ内容にすること。
 - ② 免税業者の場合でも、課税事業者と同様に消費税に関する項目について表示すること。特に、原則か簡易かの区分を明確にすること。
 - ③ 届出書の提出年月日、基準期間の課税売上高等、消費税に関する情報を格納し、それらの履歴についても表示すること。
 - ④ 源泉所得税についても、所得税、法人税と同様にお知らせを格納すること。
 - ⑤ メッセージボックスの表記について、記載事項の有無にかかわらず項目を固定化する等、メッセージボックス内の情報を確認しやすいように整理すること。
 - ⑥ 記載内容の重要な部分について文字を大きくする、色分けする等の工夫をすること。
 - ⑦ 利用者識別番号及び暗証番号を取得した納税者が、過去の申請履歴・納税履歴・届出履歴の概要をインターネットで閲覧できる仕組みを作り、現状の申告書等閲覧申請と同様のことをできるようにすること。

⑧ 予定納税のお知らせについて、紙で送付される場合と同じ書式にすること。

(2) システム面の改善

- ① 代理送信した納税者の申告所得・納税額を一覧で確認できるなどの機能を設けること。
- ② メッセージボックスの保存期間を帳簿書類の保存期間や訴追期間に合わせて7年に拡大すること。
- ③ メッセージボックスに格納される全項目をダウンロードできるようにすること。
- ④ 還付金及び還付加算金情報を格納するとともに、「還付金処理状況確認」についても、他の情報と同様に、選択により削除が可能となるように変更すること。
- ⑤ 税理士法第33条の2の書面のデータについて、申告書と別に送信する場合に、納税者のメッセージボックスに格納するか否かの選択を、税理士ができるようにすること。
- ⑥ 現在のメッセージボックスではなく、マイページ的な機能で、電子申告に関する納税者の情報を総覧できるようにすること。
- ⑦ 情報を通知するメールアドレスを納税者と税理士の二つ登録できるようにすること。
- ⑧ 5年間開封しないメッセージボックスでも、利用者識別番号を申告で利用していれば有効にすること。

6. 納税者に対する案内等の方法を改善すること。

- (1) 電子申告を行った者に対して、翌年度紙ベースの案内は行われていない。電子的処理を行ったものについて、案内も電子的に行われるというのは理解できるが、紙で申告を行った者の方が、視覚的にわかりやすい方法をとられていること、無料相談等で納税者自身が電子申告の内容について理解していないケースがあること等を考慮すれば、紙ベースでも案内が行われるべきである。
- (2) お知らせメールの宛名表示について、納税者が登録する形ではなく、既定では登録された納税者名が自動的に表示され、現在の登録画面で修正が可能なものとする。

(受付時間)

7. 受付時間を拡大すること。

受付時間において、確定申告期は24時間、また5月、8月、11月の月末の4日間、拡大が実施されてきた。さらに平成25年8月1日以降は、平日24時まで延長されることになり、納税者の利便性は大きく向上するものと思われる。電子申告による優位性・利便性の更なる向上を図るため将来的には、365日24時間利用可能とされることを望む。

(確定申告書等作成コーナー)

8. 国税庁ホームページから利用できる確定申告書等作成コーナー（以下「作成コーナー」という）を改善すること。

作成コーナーは、年々、大幅な改善がなされているが、税理士が税務支援事業等で利用するに当たって、いまだにいくつかの問題点が残されている。

- (1) 贈与税の申告書を入力する際、財産明細でその他の土地で墓や非課税の土地を贈与した場合に該当する入力箇所がない。銘柄、利用区分にもその他という箇所を設けること。
- (2) 書面同様に確定申告書のフォームに入力をしていくイメージになってきているが、説明文、説明箇所の注意点多すぎて、かえって納税者が困惑する。また、エラーメッセージや利用方法に迷った場合の説明も一般納税者にとって語句が難解であり、対処に苦勞する。図・絵を多く、文字は少なく、大きくする等工夫をして簡易に使用できるものにする。
- (3) 入力後、間違いに気が付き、前の入力項目に戻った時に、また一から入力しなければならない場合がある。数値の訂正は上書きモードにする等データの保存を含め入力の操作性をさらに向上させること。
- (4) エラーメッセージについて極力専門用語を利用せずに、順を追っていくことでエラーの原因が判り継続して利用できるイメージを抱かせるものにする。
- (5) 作成コーナーに合計所得金額を計算するための退職所得入力項目欄を設けること。退職所得は申告分離課税のためほとんどの場合申告不要であるが、合計所得金額に含まれるため、医療費控除の金額、寡婦控除、配偶者特別控除適用の可否等に影響がある。作成コーナーでは、退職所得の源泉徴収票項目を全て入力しなければならず、結果として、退職所得を申告しなければ正しく税額が計算されない場合がある。別途退職金の金額と退職所得控除額のみ入力すれば、合計所得金額が正しく計算されるよう入力欄を追加すること。
- (6) 作成コーナーで作成する決算書等に、送信後に税理士の氏名が表示（印刷）ができるようになったが、事務所所在地の入力欄を作成することにより、事務所住所も表示（印刷）できるようにすること。
- (7) 作成コーナーの受信通知画面において、通知内容の部分がスクロール枠になっており、そのまま印刷しても通知内容が全て印字されないため、通知内容を全て表示し、印刷できるようにすること。
- (8) 作成コーナーにおいて、画面が自動的に全面になるため、例えば画面が大きいパソコンを使用していると、表示が大きくなってかえって見難い場合もあるため、表示倍率やサブウインドウのサイズを記憶するようにし、利用者が見やすい環境を整備すること。
- (9) 前年のデータを利用する際、例えば前年の配当の文字データを利用することができるが、その文字データの順番を並べ替えることができず、また、数字を入力しないと次のページに移動できないことなどは利用者にシステムの煩雑さを感じさせるため、並び替え等編集ができるようにすること。あわせて、医療費の明細書や所得の内訳書等は前年の申告書データを変更して作成できるようにすること。
- (10) 作成コーナーで自動的に作成される送信票に追加記入ができるようにすること。
- (11) 作成コーナーで個人所得税の申告書を作成中に、公的年金等受給者で所得税申告が不要で住民税申告が必要になった場合、書面で印刷するためパソコン操作上、画面をいくつか戻る必要があるが、どこまで戻るのか判りづらいので、専用の『戻る』ボタンをわかりやすい箇所に追加すること。

- (12) 申告書データ作成の際に、消費税申告書の基準期間の課税売上高のように当局の把握している項目は入力を省略するなど、できるだけ入力を簡素化すること。
- (13) 作成コーナーで所得税申告書を作成する際、画面の切り替え時に保存を選択しなくても自動保存ができるようにすること。

(e-Tax ソフト (WEB 版))

9. e-Tax ソフト (WEB 版) は、e-Tax ソフトに比べて使い易いので、e-Tax ソフトで作成送信が可能な全ての申告・申請を e-Tax ソフト (WEB 版) でも可能にすること。

e-Tax ソフト (WEB 版) については、年々さらに完成度をあげていくと思われ、将来的には e-Tax ソフト (WEB 版) を中心に利用することが期待される。税理士は、電子申告においては会計ソフトを利用していることが多いため、民間会計ソフトウェア会社をリードするような機能改善に期待したい。

- (1) 法定調書の作成で CSV ファイルを読み込む方法を利用した場合に、エラーが発生した時に間違箇所が分からないため、エラーメッセージを工夫して、間違っている箇所を明確に表示すること。
- (2) 利用可能時間が e-Tax の受付時間と同じであること、電子証明書を登録していない利用者が利用制限されることなど、e-Tax ソフト (WEB 版) は送信のためだけに設計されている。普及促進をするためには、作成コーナーのように送信と書面作成の両方ができるようにすること。

(電子納税・ダイレクト納付)

10. ダイレクト納付の「ダイレクト納付登録完了通知」を代理した税理士のメッセージボックスにも格納すること。

- (1) ダイレクト納付は、「税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能である」制度であるにもかかわらず、「ダイレクト納付登録完了通知」は納税者のメッセージボックスにしか格納されない。「ダイレクト納付利用届出書」に代理する税理士名等を記載することで、代理する税理士のメッセージボックスにも「ダイレクト納付登録完了通知」を格納すること。
- (2) ダイレクト納付は便利な反面、税理士にかかる責任が重大となる。税理士が直接関与先の金銭の支出に関わることにより、関与先とのトラブルが少なからず想定されるため、ダイレクト納付利用の際に間違いがあった場合には、あわせて税理士に連絡する等の取扱が行われるようにすること。
- (3) 引き落としの期日指定をした場合、指定日の午前中に残高が不足しているために未落ちとなるのは、現金納付より不利になるので適切な対応をとること。
- (4) 届出金融機関の変更においても新規の利用届出と同様に1ヶ月前後かかるため、この期間を短縮するよう金融機関に働きかけること。
- (5) ダイレクト納付の届出金融機関は1箇所のみであるが、複数の届出先を登録出来るようにすること。これにより資金移動せずに他の届出金融機関から納付が可能になり、滞納防止を含め利便性が向上する。

11. 電子納税の利用環境を改善すること。

e-Tax の利用については申告書作成から提出に至るまで、その作業一連の利便性はかなり向上している。しかし、電子納税が持つ利便性については、広報も少なく活用の度合いも低い。さらに、e-Tax の利用度合いに比べ、現実に電子納税が利用可能な金融機関も少ないことから、利用度合いは極端に少ない。

また、電子納税をするための手続が煩雑で時間も掛かるため、入力方式による納税を簡易化する等さらなる利便性の向上が求められる。現在は3税目に限られているものの、全税目可能とし、通常の振込作業程度の納付作業となるよう金融機関に働きかけること。

(その他)

12. e-Tax で利用可能な税目を拡大すること。(新規)

電子申告制度導入から9年を経て、電子申告の利用率は着実に伸びてきた。

しかしながら、電子申告制度が、納税者の利便性の向上の観点から導入されているものである以上、基本的にはできる限り多くの税目をその対象とすべきである。それにより多くの納税者が電子申告のメリットを享受し得るものとする。その上で、例えば申告の起因となる事実の発生が臨時・偶発的であって、継続して申告書が提出されるものではないもの(相続税、所得税の準確定申告等)であったとしても、可能な限り電子での受付が可能な体制を構築していただきたい。

13. 電子申告実施後に納付書の発行を可能にすること。(新規)

ダイレクト納付やペイジーを利用していない場合には、納税の際は、納付書が必要となるが、あらかじめ最寄りの税務署でコード等が印字された納付書を取得しなければならない。また、毎年所得税の確定申告の際にも還付申告を提出した年の翌年は、納付書の送付がされないこと等もあるため、電子申告の一連の手続きに納付書の印刷もしくはコンビニ等で支払い可能なバーコード等の印刷をすることで納付書を発行(印刷)できるようにすること。また、金融機関で納付可能な納付書をウェブサイト等からダウンロード等の方法によって入手することが可能にすること。

14. 納税証明書の税理士による代理申請を可能にすること。(新規)

納税証明書の電子申請は本人申請のみに限られているが、これは個人情報保護の問題が関係して、代理申請ができないようになっていることが考えられる。例えば、送付先を納税者に限定する、税理士による窓口受取に委任状の提示を求めることなどで代理申請が可能となりうると考えられるため、納税証明書の税理士による代理申請が可能な体制を構築していただきたい。

15. 訂正申告の場合の還付期間も短縮すること。(新規)

電子申告で確定申告を行った場合、通常3週間程度で還付が行われるが、訂正申告をした場合は日数が多くかかってしまう。訂正申告の場合も、同程度の期間での還付を行うこと。

以上